

## 令和7年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年2月3日（月曜日） 14時00分～14時48分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 4番 飛高 聖悟 5番 小野 美智子 6番 伊藤 文士  
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝  
12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜  
16番 塩月 吉伸 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 直川1区 曾根田 正弘 鶴見区 三又 秀喜 蒲江3区 後藤 正

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子  
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

### 議事日程

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

④農地法改正に伴う権限移譲事務の改正について（農業委員会）

(局長)

はい。

それではちょっと定刻より4分ほど前でございますけども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和7年第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、3番高畠千恵美委員でございます。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は16名でございます。

よって農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告いたします。

また農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第4号から(4)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了しました推進委員につきましては順次退席されて結構でございます。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

皆さんこんにちは。

大変ご苦労さまです。

今日は2月3日、立春ということで、今日から春ですよということなんですけども。

明日から1週間ほど寒波やってくるということで、また寒くなりますので、風邪などひかないようにひとつ、気をつけていただきたいというふうに思っております。

今日は案件は非常に先ほど言ったように少なくてですね、もう休みなく進めたいと思います。

今度ですね行事としては、2月18日に大分県の農業会議の方、農業会議というよりも、農業委員会の会長会が毎年、視察研修をしてるんですけども、今年は佐伯が当番ということで、18日に佐伯市の方に、県下の農業委員会の会長がやってきます。

視察先としては農業委員の三又さんのイチゴと、それから塩月さんの電照菊、さらに山忠の方のひじきの生産工場ですね、そちらの方を視察の予定をしております。

ここでは、三又さんと塩月さんに対応よろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

あとそうですね2月28日に家族経営の協定の調印式もあるということで、毎年でありますけども、ファーマースクール卒業生等がですね、家族経営の協定を結びながら農業に励んでいるというような状況でございまして、ここでは、私と推進委員の永田委員が出席して、激励するというような形になっております。

それでは早速ですけども、協議に入っていきたいと思っております。

いいですかね。それでよろしく申し上げます。

(局長)

ありがとうございました。

これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので会長の方に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事進行を行いたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を示します。

議事録の署名を9番田原俊秀委員、10番吉岡薫委員にお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。

それでは着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第4号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして4920平米です。

議案第5号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は1件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2262平米です。

議案第4号及び5号に関する合計件数は7件。

合計面積は、田が6178平米、畑が1000飛んで4平米で、総合計面積は7182平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第4号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの三条の一番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅基準の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人が行う予定とのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は46.95アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周の農業上の支障は予想されないと考えられます。  
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

この件につきましては別に問題はないと考えられます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の2番について、本日担当推進員が欠席のため事務局の説明と、推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業区域内の農地です。

譲受人は、借入地で果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人が行うとのこと。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は175.37アールとなります。

今後農業を行うので申請の周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

担当推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業区域内の農地です。

譲受人は自己収益地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻2人の行う予定とのこと。

農地取得後は、果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は104.6848アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進員からは、譲受人は建設業高齢なため申請地は現状、雑木や庭木が、いいですか。すいません。

高齢でなおかつ申請地は、雑木や庭木が茂る状況で果樹栽培に耕作可能な状態で整備を要するため、中止を要する。

農作業に従事する時、従事すると認められるかについて上記の通り高齢であるが経過を重視したいということです。

農地の権利取得後において農地の規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては問題ないと思われとのこと。

全体の意見として、取得後1・2年は耕作の状況をチェックするとのこと。

事務局の説明及び推進委員の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明とそして担当推進委員からの意見がございました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

どうぞ吉岡委員。

(吉岡委員)

写真を見る限り雑木がですね、かなり大きなものが幾本も生えておるようにあるんですけど、これ、どのようにして処理されるということなんでしょうか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

一応話を伺った限りでは、建設業の方でもあるため、木を伐採する道具などはかなり多く持っていて、農地の権利移動され次第、すぐ伐採等に入り、果樹を植えたいと本人が要望しております。

以上です。

(吉岡委員)

はい。

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページ、5ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は米、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は90.29アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からも特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の5番について事務局の説明の後に三又推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.26アールとなります。

今後農業をで行うので、申請周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

お願いします。

(三又推進委員)

特に問題ないと思われまます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これ、3条の5番でいいんやな。

5番についてこれ意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございませので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の6番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子7ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人を行うとのこと。

農地取得後はニンニクを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.29アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進委員からは、特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員から意見が述べられました。

それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する6件の審議を終わります。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの5条の1番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

5条の1番についてご説明いたします。

地図の8ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

養鶏場としての用途による申請です。

貸し人が代表を務める法人が、申請地2261番9の一部に、鶏舎を新築する計画です。

なお、申請地の一部 2261 番の 8 の一部。

468 m<sup>2</sup>、2261 番 9 の一部、1148 m<sup>2</sup>、計 1616 m<sup>2</sup>は、平成 27 年頃より借人が鶏舎、餌関係倉庫、事務所、各 1 棟、計 3 棟及び管理通路、駐車場 2 台として利用しており、鶏舎新築部分も事前着工へ丁張を開始しているため、今回申請に連名での始末書を添付しての一部追認申請となっております。

また、本案件は農用地区域内農地、農振農用地に農業用施設を建設するため、農業振興地域整備に関わる軽微な変更、用途区分変更申請が必要であり、申請先である佐伯農政課には、手続き完了、変更済みの旨を確認しています。

申請地では、2261 番 9 の一部に木造平屋建て、建築面積 300.00 m<sup>2</sup>の鶏舎を 1 棟新築します。

その他の申請地では、既存養鶏場を継続して利用する計画です。

造成工事は、現状のままコンクリート基礎工事を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透自然流下し、既存事務所の汚水については、浄化槽を設置して、処理水は隣接する用悪水路に放流しています。

なお、鶏のふん尿、排せつ物については、水分が少ないため、畜産排水に関わる法令、水質汚濁防止法には該当しないことを大分県南部振興局生産流通部畜産担当者に確認済みです。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2・1、両括弧 1、両括弧 2 の農用地の許可基準の例外規定、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして曾根田推進委員お願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

本件ですが平成 27 年頃に農地を購入しており、当初は果樹を植えていたんですが、これいつの間にか鶏舎が立ったより当然、無許可です。

今回増設するための転用申請であり今後は、このような不始末を二度と起こさない旨の始末書が添付されており、おる関係では、問題ないかなあとの見解であります以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と、担当推進委員からの意見がございました。

それでは 5 条の 1 番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第五条に関する1件の審議を終わります。

続きまして、①の非農地証明願についてを議題といたしますが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願の1番を説明いたします。

申請地の調査は1月20日に担当区の清田推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市鶴岡町2丁目の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、昭和51年ごろから、農地法の許可はえずに、住宅及び駐車場用地に転用し、48年以上が経過しております。

隣接する土地は昭和41年と昭和43年に、4条許可を経ておりますが、本申請地は申請がありませんでした。

現状は、前方の画面に映し出している通りの状況です。

都市計画区域内の土地で、すでに農地以外の土地になっていることが明白であり、非農地化20年以上経過しております。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からそして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和7年4月1日開始分の17件になります。

内訳としまして、契約期間10年のもの、新規で登記地目、田。4筆、1万2115平米。

更新で登記地目田。4筆3883平米。

契約期間18年、10月のもの配分がえで、登記地目田4筆、4608平米。

契約期間20年のもの、更新で登記地目田5筆、4503平米。

以上合計17筆、面積が2万5109平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きましてその他の項目③農用地利用集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

農用地利用集積等促進計画の所有権移転について。

まず1ページ目をご覧ください。

今回は一筆、田が695平米。

となっております。

2ページ目をご覧ください。

今回は譲渡人が、大分県農業農村振興公社で、譲受人が■となっております。

登記、田ですが、畑としての扱い。畑として扱っていくとのこと。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願います。

(会長)

はい。

ただいま事務局より農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい賛成多数ということで、承認したいと思います。

それでは最後になりますが、議事その他の④、農地法改正に伴う権限移譲事務の改正についてです。

大分県から農地法の改正に合わせまして、権限移譲される事務を改正するお話が来ております。

それについて本委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。

では説明させていただきます。

お手元の資料で別とじになっておりますけども、議事(3)その他④、農地法改正に伴う権限移譲事務の改正についてというものが資料になります。

今回はですね、令和5年の4月1日から、権限移譲により転用許可事務が農業委員会が直接許可出すという案件許可を出すということになっておりまして、その時に合わせて受けた罰則の関係を改正の事務が追加されることできております。

改正内容としましては、農地法第4条の7項と農地法第五条第3項です。

これがまず転用許可時に条件を付すことを、事務処理要領にて運用していたものを法制化し、義務化されるということで、こちらはもう、大分県では、農地法関係の事務処理の手引きで、もうすでに条件を付して許可書を出しておりますので、もう今まで通りということになります。法的にこちらが義務化されるということになります。

次がですね、農地法第51条第3項の追加に伴う変更でございます。こちらがですね。農地転用のですね、農地転用違反に関する措置の中で、許可の取り消し等ですね。原状回復命令を出して従わない場合はもう行政代執行ということになっておりましたが、その間にですね今度違反、命令に従わなかった場合は違反情報の公表という事務が追加されました。

資料で言うと2ページ目になっております。

こちらは先ほどの転用許可の関係と、転用違反に関する措置こちらの事務の流れがあるのでわかりやすいかなと思います。

もう事務处理的なものではなっておりますので、もうすでに権限移譲として受けている事務に追加される案件でありますので、設けざるをえないのかなということでは考えております。

で、資料の残りですね。3ページ以降に関しては農地法の新旧改正される部分とですね、あとは8ページ以降が事務処理要領の中身になっておりますので実際には事務局の方が対応するような形

になっています。

以上ですよろしくお願ひいたします。

(会長)

それではですね、事務局からの説明が今終わりました。

それでは、農地法を改正に伴う権限移譲事務の改正について。

これより、質問、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ありませんか。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

違反情報の公表をなんですけど、これは具体的にはどのような方法で行われるのでしょうか。

(事務局)

はい。

ですね、こちら告示という形で張り出すような形になると思います。それに対しての様式も添付されておりますので、そういった方法をとると思います。

はい

(会長)

いいですか。

はい。

他にございませんか。

はい。ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは、農地法改正に伴う権限移譲事務の改正について、承認される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、農地法改正に伴う権限移譲事務の改正を承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願ひします。

(副会長)

これをもちまして、令和7年第2回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。